

北海学園大学附属図書館利用規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学附属図書館規程第7条第1項に基づき、北海学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 次の各号に掲げる者は、図書館を利用することができる。

- (1) 北海学園大学（以下「本学」という。）教職員
- (2) 本学非常勤講師
- (3) 本学大学院生及び本学大学院の研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生
- (4) 本学学部学生及び本学学部の研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生
- (5) 学校法人北海学園の専任教職員を退職した者
- (6) 本学大学院修了生及び学部卒業生
- (7) 本学を除く学校法人北海学園の教職員
- (8) 大学図書館相互利用サービス加盟館に所属する他大学の教職員及び学生
- (9) その他、図書館長（以下「館長」という。）が特に許可した者

(利用証)

第3条 前条に規定する利用者が図書館を利用するときは、利用資格を有する旨の利用証を携行しなければならない。

2 図書館は、利用証としてライブラリーカードを発行する。ただし、前条第3号及び第4号の利用者には、学生証又はそれに準ずる身分証をもって利用証とする。

3 ライブラリーカードを紛失した利用者は、その旨を速やかに図書館に申し出なければならない。

(休館日)

第4条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 年末年始の休業日
- (5) 入学試験準備日及び入学試験日
- (6) 入学式
- (7) その他、館長が特に指定した日

(開館時間)

第5条 開館時間は次のとおりとする。

- (1) 本館は午前9時から午後10時までとする。なお、1階自由閲覧室は、午後10時30分までとする。また、4階アクティブ・エリアは、午前10時から午後9時まで、土曜日は午後5時までとする。
- (2) 工学部図書室は午前9時から午後8時まで、土曜日は午後0時50分までとする。
- (3) 開館時間及び休館日を変更するときは、その都度あらかじめ図書館ホームページ等で周知する。

(館内閲覧)

第6条 館内閲覧の図書資料は、所定の閲覧室において閲覧し、当日の閉館時刻までに所定の場所に返却しなければならない。

2 館内閲覧の図書資料は館外貸出の手続きをとることなく館外に持出してはならない。

(館外貸出)

第7条 利用者のうち、資料の館外貸出を受けることのできる者（以下「帯出者」という。）並びに館外貸出資料（以下「帯出資料」という。）の冊数及び期間は、北海学園大学附属図書館利用基準（以下「利用基準」という。）に定める。

2 帯出者は、利用証と図書資料をカウンター係員に提出して館外貸出手続きをとらなければならない。

3 帯出者が貸出期間内に帯出資料を返却しないとき（以下「延滞」という。）は、特別の事情がある場合を除き、次の各号の措置をとる。

(1) 延滞している利用者に対して、速やかに督促を行う。

(2) 延滞している利用者は、延滞資料が返却されるまで貸出停止とする。

4 館長は、点検、整理、利用者からの利用希望その他必要に応じて、帯出者に対し帯出資料（研究図書は除く。）の一時返却を求めることができる。

（貸出の更新）

第8条 帯出資料で、同一図書資料の貸出延長を希望する者は、他に利用者がいない場合に限り、利用証と帯出資料を持参し、別に定めるところにより、引き続き貸出の更新ができる。

（長期貸出）

第9条 利用基準の定めにかかわらず、長期貸出として夏季、冬季及び春季休業貸出を行うことができる。なお、貸出期間の更新は行わない。

（特別長期貸出）

第10条 学部学生の卒業論文等作成支援を目的とする特別長期貸出は、利用基準の定めに従って、これを行う。

（貸出の予約）

第11条 図書資料が貸出中の場合は、所定の手続きを経て予約することができる。

（禁帯出資料）

第12条 次の資料は、館外貸出を受けることができない。

(1) 参考図書（辞書・事典類、最新版の年鑑・年報・白書・統計類、六法全書、地図等）

(2) 製本作業を経ていない雑誌

(3) 視聴覚資料

(4) その他、館長が特に指定した資料

（入庫）

第13条 閉架書庫に入庫する際は、利用証を提示して所定の手続きをとらなければならない。

2 本館の入庫時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

3 工学部図書室の入庫時間は、午前9時から午後7時30分まで、土曜日は午後0時までとする。

（視聴覚関係の利用）

第14条 図書館内の視聴覚及びパソコン設備を利用する者は、所定の手続きをとらなければならない。

2 視聴覚及びパソコン設備内の機器を用いて利用することのできる視聴覚資料は、図書館所蔵のものに限る。

ただし、マイクロ資料については、この限りではない。

（複写）

第15条 本学所蔵の資料を複写する者は、著作権法を遵守し、所定の手続きをとらなければならない。

2 他機関からデジタル送信にて提供された資料の複写については、著作権法の定めに従い、図書館職員が管理用の専用端末にて行う。

（他機関の利用）

第16条 利用者が、教育、研究または学修上、他機関所蔵の資料を閲覧、借受け又は複写する場合において、館長からの利用依頼を必要とするときは、所定の手続きにより申し込むことができる。

2 前項の規定により借受けた資料は、館内で閲覧することを原則とする。

(他機関に対する供用)

第 17 条 他機関から本学所蔵資料の閲覧，複写又は貸出の依頼があったときは，学内の利用に支障のない範囲でこれに応じることができる。

2 他機関に貸出すことのできる資料は，貴重図書，参考図書等を除く図書とし，貸出冊数は一機関あたり 5 冊，貸出期間は 30 日間とする。

(図書館利用上の遵守事項)

第 18 条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛にし，他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。

(2) 携帯電話をマナーモードに設定し，通話はしないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(4) 集会，掲示，物品の配布等を行わないこと。

(5) 所持品は各自責任を持って管理すること。

(6) 利用証を他の者に貸与しないこと。

(7) 貸出を受けた資料の転貸借をしないこと。

(8) その他，図書館職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第 19 条 図書館は，この規則に違反した利用者の利用を制限又は停止することができる。

(損害補償義務)

第 20 条 本学所蔵の資料又は本学の備品，設備もしくは施設を滅失，損傷，汚損又は紛失した者は，これによって生じた損害を，館長の指示に従って，速やかに賠償しなければならない。

(その他)

第 21 条 この規則に定めるものの他，図書館の利用に関し必要な事項は，館長が別に定める。

附 則

この規則は昭和 33 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年 4 月 1 日施行の利用証（ライブラリーカード）の紛失に関する取扱い規程は，これを廃止する。

3 平成 17 年 4 月 1 日施行の利用証（ライブラリーカード）の紛失に関する取扱い規程施行細則は，これを廃止する。

4 平成 21 年 4 月 1 日施行の貸出の更新規程は，これを廃止する。

5 平成 17 年 4 月 1 日施行の特別長期貸出利用規程は，これを廃止する。

6 平成 17 年 4 月 1 日施行の視聴覚及びパソコン設備利用規程は，これを廃止する。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。